

## 小浜市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画（案）に関するパブリックコメント意見募集の結果

令和6年3月11日

小浜市 民生部 高齢・障がい者元気支援課

- 意見の募集期間 令和6年1月15日～2月2日
- 意見数 提出者22名（提出意見のべ40件）

### 【提出された意見の概要および市の考え方】

#### ●地域包括支援センターの機能強化による地域包括ケアシステムの充実に関する意見

（計画44ページ ①地域包括支援センターの機能強化による地域包括ケアシステムの充実）

番号	意見（要旨）	意見に対する市の考え方
1	<p>・現在、市直営となっている浜中校区の地域包括支援センターの民間委託に反対します。民間委託するのであれば社会福祉協議会へ委託するべきだと思います。</p>	<p>我が国では、高齢者が自分らしく安心して住み続けられるまちづくりのため、地域包括ケアシステムの充実を進めており、行政や地域の団体、事業者、住民などがそれぞれの強みを活かした高齢者の支援体制の構築に取り組んでいます。</p> <p>また、その拠点となる地域包括支援センターへの期待や業務は増大しており、地域における既存の資源（団体、事業者、市民等）の効果的な活用・連携を図りながら適切に行う体制の整備を図るものとされております。</p> <p>令和5年4月末現在、全国の地域包括支援センターの80%が委託により運営されており、年々伸びている状況にあります。福井県内においても、半数を超える9市町が業務を委託し、地域全体で高齢者を支援していく体制の</p>

		<p>整備を進めています。</p> <p>小浜市では平成29年度から加斗地区を除く小浜第二中学校区の相談支援業務等を社会福祉協議会に委託しており、その対応状況については、市民などから高い評価が得られています。</p> <p>これらの状況から、地域包括ケアシステムの強化のための相談支援体制のあり方について、関係機関等と調整しながら検討してまいります。</p>
2	<p>・民間委託について、委託する目的の必要性や委託先の選定・委託費用の透明性や妥当性を実態数値や公開を行い、不公平感が生じないように市民にわかりやすく説明し、納得が得られる対応を望みます。</p>	<p>番号1の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
3	<p>・地域包括支援センターの民間委託になると今までのような高齢者の相談支援対応が適正にできるのか危惧しています。高齢者が増加する中、行政全体の問題として、高齢者担当部署の市職員を増員するなど、外部委託ではなく市直営での対応支援はできないのでしょうか。</p>	<p>番号1の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
4	<p>・新しい健康管理センターに地域包括支援センター業務も移り、住民の健康や高齢者の様々な問題を切れ目なく提供していただけるようでうれしく思うが、市包括を民間委託する方向と聞いて不安に思います。十分な検討をお願いしたい。</p>	<p>番号1の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
5	<p>・民生委員は相談者からの相談内容について地域包括支援センターにつないでいますが、信頼関係は一朝一夕で築くことはできないと思います。民間委託するのであれば二中校区とともに社会福祉協議会へ委託するべきだと</p>	<p>業務委託する場合には、市内での活躍状況や専門性等の実績を踏まえ、公正中立の確保、プライバシー保護等に十分対応可能な委託先を選定していきます。</p>

	<p>思います。</p>	
6	<p>・地域包括支援センターへの相談事は多岐にわたるため、安心して相談できる専門性と人間性を持った担当者が必要と思います。民間委託した場合にそういった人を育てていくには時間がかかると思います。民間委託するのであれば、これまでお世話になったことがある社会福祉協議会へ委託するべきだと思います。</p>	<p>番号5の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
7	<p>・浜中校区と加斗地区を担当する地域包括支援センターを民間委託する予定とのことですが、民間委託した場合の個人情報保護など不安に感じます。委託するのであれば、社会福祉協議会で運営していただきたいと思います。市民も民生委員も安心できる相談業務を行っていただきたい。民間委託は反対です。</p>	<p>番号1の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
8	<p>・市包括支援センターの民間委託について、民間委託をする場合、他地域では福祉団体、社会福祉協議会、NPO法人等のノウハウを持った団体に委託することが多いとされていますが、市では社会福祉協議会が唯一の団体だと思います。業務を引き継ぐ事業者を決定してから委託後に育成するとお聞きしましたが、育成期間中のトラブルが心配です。まず社会福祉協議会に委託して、時間をかけて委託先の事業者を育成してから引き継いではどうでしょうか。</p>	<p>番号5の意見に対する市の考え方と同様です。</p>
9	<p>・不安を抱えて生活している高齢者が一番頼りにしているのは小浜市です。個人情報の関係もあり医療や介護・福祉分野こそ公共機関が担う分野だと思います。小浜市で</p>	<p>番号1の意見に対する市の考え方と同様です。</p>

	地域包括支援センターの直営が無理であれば、これまで福祉やコミュニティ分野でも実績があり、市民からの信頼もある社会福祉協議会への一括委託を希望します。民間事業者への委託は断固反対します。	
10	・地域包括支援センターの民間委託について、社会福祉協議会への一括委託を希望します。理由として、個人情報扱うことから厳格なコンプライアンス意識が求められること、多様な利用者ニーズに対応できるノウハウが必要なこと、社協に一括委託すれば市内で統一された効率的な支援が可能となることが考えられます。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
11	・地域包括支援センターの民間委託について、社会福祉協議会以外の民間事業者への委託は反対します。民間事業者への委託のメリットはあると思いますが、守秘義務を徹底することができるのか疑問です。民間事業者へ委託するより実績のある社会福祉協議会へ人材確保の補助などを行い、社会福祉協議会に委託している間に民間事業者に対する研修等を重ね、公的機関である意識を持ってもらいたいと思います。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
12	・民間委託しなくても現状の地域包括支援センターの職員の誠意あるあたたかい対応や支援で十分機能していると思います。どうしても民間委託が必要であれば、社会福祉協議会へ委託してほしいと思います。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
13	・地域包括支援センターの民間委託先については、社会福祉協議会を希望します。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
14	・民間委託について、すでに委託を受けている社会福祉協議会へ小浜市全域の業務を委託してほしい。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。

15	・浜中校区と加斗地区の地域包括支援センターはこれまでどおり市直営で運営してほしい。市直営が難しいのであれば社会福祉協議会に委託してほしい。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
16	・地域包括支援センターが民間委託された場合に今以上のサービスが受けられるのか心配です。委託するのであれば実績のある社会福祉協議会に委託してほしい。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
17	・民生委員として高齢者の困りごとなどを信頼できる市包括や社協包括に相談してきた。今後の体制強化のため相談部門を民間委託するということだが、公正・中立を重視して市で責任を持って対応していただきたいので民間委託には賛成できない。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
18	・どうしても地域包括支援センターを民間委託するのであれば、実績のある社会福祉協議会に委託してほしい。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
19	・浜中校区および加斗地区の地域包括支援センターの委託先は社会福祉協議会としてほしい。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
20	・市直営の地域包括支援センターの民間委託について、個人情報の問題もあり、民間委託するのであれば、これまでの実績のある社会福祉協議会に全部を委託してほしい。	番号5の意見に対する市の考え方と同様です。
21	・計画には「民間運営の2か所の地域包括支援センターと市の基幹型地域包括支援センターが、それぞれの機能を発揮し、連携して事業が実施できる体制」とありますが民間委託すると対応が遅くなるのではと不安を感じています。	地域包括支援センターには介護保険法施行規則に則って専門職が配置されます。業務委託するとなっても研修や丁寧な引継ぎ等行い、継続した対応が可能になるよう努めます。
22	・浜中校区および加斗地区の地域包括支援センターを新しい民間事業者に委託する場合、対応する人は今までど	番号21の意見に対する市の考え方と同様です。

	おりとしてほしい。	
23	・地域包括支援センターの委託先が決定するまで、地域包括支援センターとのかかわりを必要としている、民生委員との話し合いの場を設けてほしい。	市民の生活や福祉に関する相談や援助活動を第一線で担っていただいている民生委員には率直なご意見等いただきたく、民生委員協議会等において、説明や話し合いの機会を設け進めていきます。
24	・今後は、「市直営の基幹型（1か所）＋民間委託（圏域1・2）」の3か所に改編され、その場合の場所や人員体制はどのようになるのでしょうか。目的が「機能強化」ではわかりにくいので健康管理センター内「いきいき」窓口との兼ね合いをはじめ、市民や事業者にとってどう変わるのか、何が変わらないのか整理して示していただきたい。	<p>業務委託する場合、市直営の基幹型（1か所）＋民間委託（圏域1・2）の3か所に改編されることになり、それぞれ規定される職種と人数が配置され、市全体として相談支援業務の体制の強化となります。</p> <p>市民や事業者の第1の相談支援窓口は管轄圏域を持つ委託包括が担うこととなりますが、健康管理センター内「いきいき」窓口にお越しの際には地域を問わず市の基幹型包括が対応していきます。</p> <p>また、市の基幹型包括は委託包括とともに市全域の複雑で多様な課題を抱えるケースに関わることとなります。</p>
25	・浜中校区および加斗地区の地域包括支援センターの民間委託の選定は進んでいるのでしょうか。委託料等条件面で厳しいのではと思います。	委託先の選定については現時点では未定です。業務委託する場合には、委託について市民への周知を図りながら、専門性等の実績を踏まえ、公正中立の確保、プライバシー保護に問題のない委託先を見極めていく必要があります。委託料等含め検討してまいります。
26	・新しい健康管理センターでは、縦割りの弊害をなくし、ワンストップサービスの拠点となったにも関わらず、相談部門を民間委託することは、財政難の自治体としてさらなるコストが必要となるのではないかと懸念しています。	業務委託した場合、市包括における市職員に係る経費が介護保険特別会計内の業務委託費用に変更になることから、人員の確保に係るコストの伸びは大きくないと試算しています。

27	<p>・2040年は高齢化のピークも過ぎ、労働力不足も予測されています。民間委託した場合、委託先の事業者が人材確保できずに閉所となれば困るのは市民ではないでしょうか。</p>	<p>業務委託する場合には、委託先の人材確保能力や経営状況等も精査し、人材確保が可能な委託先を選定します。</p>
28	<p>・相談支援業務を民間事業者に委託することは利益優先となることを危惧しています。民間事業者にまかせっきりにならないよう、トラブル発生時には市が責任を持って対応してほしい。</p>	<p>委託を検討している業務は、総合相談支援業務等であり、これらを担う地域包括支援センターの委託を受けることができるものは、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、社会福祉法人、医療法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人またはNPO法人その他市町村が適当と認めるものなどとされています。</p> <p>また、業務委託する場合、市はその業務の委託者として、受託者の業務の運営等について管理指導を行うとともに日常的な連携を図っていきます。</p>
29	<p>・地域包括支援センターを民間委託しても、相談対応の場所は新しい健康管理センター内をお願いしたい。</p>	<p>業務委託する場合、管轄する圏域内において市民が利用しやすい場所での設置を検討していきます。</p>
30	<p>・新しい健康管理センターで地域包括支援センターの機能が発揮できると期待しています。現在、市包括と社協包括で地域を分けて業務をしており、現状のままで今後も進めてほしい。</p>	<p>新しい健康管理センターは今後の複雑化・多様化する相談等に対し、行政の各部署を超えて対応できる相談窓口となっており、業務委託する場合、市包括の基幹型機能としての業務を充実していく必要があります。</p> <p>地域を管轄する地域包括支援センターについては新たな設置を検討し、これまで以上に地域に密着した相談支援を可能にするとともに、複雑化・多様化する相談等においても基幹型機能と連携して対応でき、支援提供が円滑に実施できるよう進めてまいります。</p> <p>※基幹型機能：地域を管轄する地域包括支援センターを統括し、指導・助</p>

		<p>言や総合調整を行うとともに、対応困難な相談等に協働対応するとともに他部署、多機関との調整を行う。また、各職種の資質向上・連携強化のための学習や協議の機会の提供、介護予防や認知症施策、住民主体の生活支援体制の整備など、地域全体の高齢者の保健福祉施策の形成につなげる機能。</p>
--	--	---

●健康管理センター4階部分に関する意見（計画45ページ ⑤運動を通じた健康づくり・介護予防、市民交流の促進）

31	<p>・健康管理センター4階部分を利用して運動していますが利用者が少ないと思う。再考してはいかがでしょうか。</p>	<p>健康管理センター4階を「市民の運動を通じた健康づくり・介護予防を推進する場所」と位置付け、専門の指導員による適切な運動指導、実践を通して、子どもの頃からの運動を習慣化し、自らの健康づくりに継続的に取り組むことにより、将来的な介護予防を目指しています。</p> <p>現在、施設を紹介するため、地元新聞紙へのパンフレットの折り込みや、広報おばまへの掲載、地区コミュニティセンターにチラシを置くなど周知に努めており、ニュース番組等で、運動指導の様子が紹介された折には、多くの問い合わせがあるなど反響がありました。今後も、市民に広く周知するため、随時チャンネルOを通じた映像による広報やホームページの充実を図るなど、施設の発信を継続して行い、利用の拡大につなげてまいります。</p> <p>また、市では4階の「リリ・オリナス」を有効活用した生活習慣病予防や介護予防の事業を進めており、これらの施策も含め、市民の健康づくりと介護予防に取り組んでまいります。</p>
32	<p>・健康管理センター4階での運動について、利用料金が年金生活者には高く、再考してほしい。</p>	<p>今年度、ふれあいサロンリーダーに健康管理センター4階での運動体験をしていただき、その効果などとともに利用料金についてご意見をいただきたいと考えていま</p>



		す。
--	--	----

●家族介護者への支援に関する意見（計画 48 ページ ②介護用品（紙おむつ）支給事業、③介護支援金支給事業）

33	<p>○介護用品（紙おむつ）支給事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護の場合、紙おむつ・パット等に毎月1万円程度必要となります。市では支給額が年々減額となり、月あたり千円の助成となっています。施設から在宅介護を進めるのであれば、支給額の増額をお願いしたい。</li> </ul>	<p>介護用品（紙おむつ）支給事業の令和5年7月～令和6年6月の支給限度額は、要介護3以上：市民税非課税世帯 上限2,500円、課税世帯 上限1,000円、要介護2以下：市民税非課税世帯2,200円、課税世帯700円としています。</p> <p>ご指摘のとおり、本事業は、国から国庫補助事業の廃止・縮小する旨の方向が示されたことを受け、第8期（R3～R5）において、段階的に支給限度額を引き下げ、事業の安定運営を図ってきた経緯があります。</p> <p>しかし、この間、支給対象者から「経済的負担が大きい」などの声があり、ケアマネジャーも不安視をされており、市議会からも「在宅介護については十分検討を」といった意見を受けております。</p> <p>これらの状況を踏まえ、市では、第9期（R6～）からの支給限度額の一部引き上げを検討しており、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図りたいと考えております。</p>
34	<p>○介護支援金支給事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設から在宅での介護を進めるのであれば、高齢者が住み慣れた地域・家庭で暮らし続けられるよう、市民税非課税世帯の介護者に限らず、条件を緩和して支援をおねがいできればと思います。</li> </ul>	<p>本市では、介護支援金支給事業として、要介護4・5の認定を受けた65歳以上の在宅高齢者と同居している市民税非課税世帯が対象で、介護している方に5,000円/月支給しているところです。家族介護者へのその他支援策も踏まえながら、今後の当事業の在り方を研究してまいり</p>

	たいと考えております。
--	-------------

●生涯学習・スポーツ・団体活動への支援に関する意見（計画 53 ページ）

35	・60代から80代の元気な高齢者は、様々な活動を積極的に行っています。そうした高齢者がいつまでも元気に活動を続けられるよう、温水プールの助成があるように何かの支援をお願いしたい。	市営体育施設では、高齢者の団体等に対する支援（体育施設使用料金の減免など）を行っております。 また、高齢者のボランティア活動についてはボランティアポイント制度の周知を図るとともに、内容について検討を行うなど可能な支援について検討していきます。
----	---	--

●介護人材の確保・業務効率化に関する意見（計画 64 ページ）

36	・職員の処遇改善の表現がなく、現場の声が反映されていないと思います。今後ニーズが増加する訪問・居住系の看護師への対応が盛り込まれていないことは、計画の実行性に関わると思います。	令和6年度の介護報酬改定率は1.59%で、介護職員の処遇改善分として、0.98%が充てられることとなりました。また、介護サービス事業所の事務負担を軽減するため、3つに分かれていた処遇改善に関する加算を一本化するなどの対応がなされます。 本市としましては、介護職員等の処遇改善を図るため、国や県からの処遇改善加算などの情報を介護サービス事業所へ周知し、加算の確実な取得を促していきたいと考えており、このことについて計画に追記いたします。 また、看護職員への対応につきましても、ご指摘のとおり介護職員同様、計画内に記載すべきと考え追記いたします。
37	・「人材の確保」と「業務の効率化」は、必ずしも両立しませんので、項目を分けた方がよいと思います。	福祉・介護人材の確保が難しい中、継続的にサービスを提供していくには、人材の確保、業務の効率化の両面から

		取り組んでいく必要があると思いますので、当項目で計画に記載させていただきたいと思います。
--	--	--

●計画全般に関する意見

38	・第8期計画での達成状況や総括を記載してください。	第8期計画の評価指標の達成状況、取組み内容や課題等について資料編に掲載いたします。
39	・アンケート調査結果について、集計結果分析から具体的な施策にどう結び付けているかが伝わりません。例えば前回調査と同様に今回調査でも要望が高いのであれば最優先課題として反映すべきではないでしょうか。	第9期計画においては、分析結果に基づき、対応すべき課題について整理をし、基本目標のもと、主な施策・数値目標等について記載しております。 要望の高い課題については、関係課と課題を共有し、必要性や優先度について確認・検討した上で施策に反映していきたいと考えています。 また、詳細な分析を行ったアンケート報告書についてはホームページに掲載しております。分析結果については、今後の様々な取組みにおける基礎資料として活用してまいります。
40	・他計画との連携について、対象の重なる障害（児）者福祉計画をはじめ、福祉人材であれば地域福祉計画、外出支援は地域公共交通計画、災害弱者支援は地域防災計画など、他の計画とどのように関わり合い、どのような施策に結びつくかわかるとよいと思います。	資料編に関連資料として一覧を作成し、主な取組みごとに関連性の高い関係計画を掲載します。また、82ページの庁内推進体制の中に、各計画の連動性を持たせながら進捗状況について確認していくことを追記します。